

7 会廻審 第1号
令和8年2月9日

会津若松市長 室井 照平 様

会津若松市廃棄物処理運営審議会
会長 八木橋 彰



「一般廃棄物処理基本計画の追補（案）」について（答申）

令和8年1月28日付け7環第1858号で諮問のありました標記の件について、会津若松市廃棄物処理運営審議会条例第2条の規定に基づき慎重に審議を行った結果、別紙のとおり結論を得たので答申します。

答申

市では、市町村の区域内で発生する家庭から排出されるすべてのリチウム蓄電池等の回収体制を構築することを求める国通知に対応するため、令和8年度から、「蓄電池類」「蓄電池を使用した製品」「乾電池類」「水銀使用製品」の拠点回収を開始することとしています。

市民が安全・安心な生活を送るためには、適正な一般廃棄物の処理体制の構築は必要不可欠なものであり、資源化品目を追加することは、市が目指す資源循環型社会の形成という将来像の実現につながるものであります。また、排出量や排出頻度が推測できない現時点においては、拠点回収とイベント回収による対応も妥当と考えます。

このため、当審議会といたしましては、諮問のあった「会津若松市一般廃棄物処理基本計画の追補（案）」について、内容を適切と判断し、一部文言整理の上、認めるものであります。

また、当審議会において、以下の意見も出されており、制度運用に際して、これらも参考にされるようお願いいたします。

【附帯意見】

1 市民啓発

市民等への啓発に際しては、ごみ処理施設での発煙・発火事例などもふまえて、リチウム蓄電池等の資源化の意義や具体的な資源化の流れ、品目ごとの回収場所や出し方について、分かりやすい表現とすることや、ごみカレンダー・ごみ情報紙へらすべえ・市政だより・ホームページ等、様々な媒体・機会を活用することで、市民の理解促進に努めること。

2 排出の利便性の向上

排出頻度が高いと思われる「乾電池類」に関しては、市民の利便性の向上のため、より市民の生活に近い場所での回収が望ましいことから、将来的には、回収場所を環境共生課だけでなく、支所・市民センター等にも広げることを検討すること。

会津若松市廃棄物処理運営審議会委員

会長	八木橋	彰
副会長	岩渕	雄
委員	松本	繁
委員	湯田	伸
委員	大塩	敏
委員	新山	真
委員	原田	敦
委員	五十嵐	郁
委員	沼田	由
委員	熊田	大
委員		輔司

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



一般廃棄物処理基本計画

(ごみ処理基本計画) 【追補（案）】

令和8年 月
会津若松市

国からの市町村に対するリチウム蓄電池等の回収体制構築の要請及び会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センターにおける令和8年度以降の「蓄電池類（蓄電池を使用した製品を含む）」「乾電池類」「水銀使用製品」の新たな方式での中間処理の対応開始に伴って、資源化品目の拡大を行うため、一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）【令和3年4月策定の改訂版】と【令和5年11月策定の追補】、【令和7年2月策定の追補】に次の事項を追加及び補正する。

1 計画の基本的事項	追加補正なし
2 市勢の概況	追加補正なし
3 ごみ処理の実態	追加補正なし
4 前期計画の評価と課題	追加補正なし
5 計画の基本方針と目標	追加補正なし
6 ごみ減量化施策	追加補正なし
7 後期計画の目標達成のための重点事項	追加補正なし

8 持続可能なごみ処理体制に関する基本的事項

(1) 分別収集の種類及び区分

①家庭系ごみの表を次のとおり改める。

◆表 8-1 家庭系ごみの分別収集の種類及び区分

分別種類（大）	分別種類（中）	分別種類（小）	収集区分
1 燃やせるごみ	①燃やせるごみ	①燃やせるごみ	指定日
2 燃やせないごみ	②燃やせないごみ	②燃やせないごみ	指定日
	③かん類	③スチール缶 ④アルミ缶	指定日 指定日
	④びん類	⑤無色びん ⑥茶色びん ⑦その他びん	指定日 指定日 指定日
	⑤プラスチック類	⑧ペットボトル ⑨プラスチック製容器包装 ⑩プラスチック製品	指定日 指定日 指定日
3 資源ごみ	⑥古紙類	⑪新聞紙 ⑫紙パック ⑬ダンボール ⑭雑がみ（雑誌、包装紙、チラシ等）	指定日 指定日 指定日 指定日
	⑦古布類	⑮古布	指定日
	⑧その他資源ごみ	⑯蓄電池類 ⑰蓄電池を使用した製品 ⑱乾電池類 ⑲水銀使用製品	隨時 隨時 隨時 隨時
4 粗大ごみ	⑨粗大ごみ	⑳粗大ごみ	指定日

(2) ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

①収集形態等の表を次のとおり改める。

◆表 8-3 家庭系ごみの収集形態等

分別種類(大)	分別種類(中)	収集形態	収集回数	収集体制	備考
1 燃やせるごみ	①燃やせるごみ	ステーション方式	(全地区) 毎週2回	市	
2 燃やせないごみ	②燃やせないごみ	ステーション方式	(旧市) 毎月1・3・5週 (旧北会津・旧河東) 每月2・4週	市	
3 資源ごみ	③かん類	ステーション方式	(旧市) 毎月1・3・5週 (旧北会津・旧河東) 毎月2・4週	市	
	④びん類	ステーション方式	(旧市・旧北会津) 毎月2・4週 (旧河東) 毎月3・5週	市	
	⑤ア、ペットボトル	ステーション方式	(旧市) 毎月1・3・5週 (旧北会津・旧河東) 每月2・4週	市	
	⑥イ、プラスチック製容器包装	ステーション方式	(全地区) 毎週1回	市	
	⑤ウ、プラスチック製品				
	⑥古紙類	ステーション方式	(旧市) 毎週1回 (旧北会津) 每月2・4週 (旧河東) 毎月1・3・5週	市	
	⑦古布類	ステーション方式	(旧市・旧北会津) 毎月2・4週 (旧河東) 毎月3・5週	市	
	⑧その他資源ごみ	拠点回収方式	回収ボックス配置施設開館時	市	新規追加
4 粗大ごみ	⑨粗大ごみ	申込制	(全地区) 毎週1回	市	

※地区名について

旧市：合併前の旧会津若松市

旧北会津：合併前の旧北会津村で現在の北会津町及び真宮新町

旧河東：合併前の旧河東町

9 計画の進行管理

追加補正なし